

村山市監査委員公告 第 16 号

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

平成 30 年 9 月 19 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

記

1. 監査の対象

各地域まちづくり協議会（楯岡、西郷、大倉、戸沢）

2. 監査の期間

平成 30 年 8 月 29 日から 9 月 19 日

3. 監査の範囲

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、平成 30 年 8 月 29 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果 指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。